

令和7年度における東北地区の取適法の運用状況等について

令和8年6月24日
公正取引委員会事務総局
東北事務所

第1 取適法の運用状況

下請代金支払遅延等防止法（下請法）は、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第41号。以下「下請法等改正法」という。）の施行により、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（取適法）と改められた。以下では、下請法等改正法の施行日（令和8年1月1日）より前に処理した下請法違反事件についても、特に断りのない限り、その適用法条の解説部分等において、現行の取適法において対応する条文を用いるなどしている。

1 取適法違反被疑事件の処理状況

(1) 取適法違反被疑事件の処理の状況（第1表参照）

取適法違反被疑事件として処理した件数は396件（製造委託等^(注1)276件、役務委託等^(注2)120件）であり、いずれも取適法第10条の規定に基づく勧告又は違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じており、その内訳は、勧告が2件（製造委託等2件）、指導が394件（製造委託等274件、役務委託等120件）である。

勧告事件の概要は別紙1、主な指導事件の概要は別紙2、措置件数の県ごとの内訳は別紙3のとおりである。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）令和6年度以前においては情報成果物作成委託及び役務提供委託を、令和7年度においては情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託をいう。以下同じ。

第1表 取適法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

| 区 分 年 度 | | 処理件数 | | | | |
|------------|----|------|-------|-------|----|-------|
| | | 措置 | | | 不問 | 計 |
| | | 勧告 | 指導 | 小計 | | |
| 令和7年度 | 全国 | 39 | 8,261 | 8,300 | 30 | 8,330 |
| | 東北 | 2 | 394 | 396 | 0 | 396 |
| 製造委託等 | 全国 | 37 | 5,337 | 5,374 | 22 | 5,396 |
| | 東北 | 2 | 274 | 276 | 0 | 276 |
| 役務委託等 | 全国 | 2 | 2,924 | 2,926 | 8 | 2,934 |
| | 東北 | 0 | 120 | 120 | 0 | 120 |
| 令和6年度 | 全国 | 21 | 8,230 | 8,251 | 55 | 8,306 |
| | 東北 | 0 | 383 | 383 | 3 | 386 |
| 製造委託等 | 全国 | 17 | 5,420 | 5,437 | 31 | 5,468 |
| | 東北 | 0 | 273 | 273 | 3 | 276 |
| 役務委託等 | 全国 | 4 | 2,810 | 2,814 | 24 | 2,838 |
| | 東北 | 0 | 110 | 110 | 0 | 110 |
| 令和5年度 | 全国 | 13 | 8,268 | 8,281 | 47 | 8,328 |
| | 東北 | 0 | 417 | 417 | 3 | 420 |
| 製造委託等 | 全国 | 12 | 5,329 | 5,341 | 21 | 5,362 |
| | 東北 | 0 | 287 | 287 | 1 | 288 |
| 役務委託等 | 全国 | 1 | 2,939 | 2,940 | 26 | 2,966 |
| | 東北 | 0 | 130 | 130 | 2 | 132 |

(2) 取適法違反行為の類型別件数の状況（第2表参照）

ア 指導を行った件数を取適法違反行為の類型別にみると、合計で644件となっており、このうち、製造委託等に係るものが462件、役務委託等に係るものが182件となっている。

イ 発注内容等の明示義務等を定めた手続規定違反（取適法第4条、第7条又は第12条違反）は367件（類型別件数の合計の57.0%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが259件、役務委託等に係るものが108件となっている。

ウ 委託事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（取適法第5条違反）は277件（類型別件数の合計の43.0%）である。その内訳は、①製造委託等代金^(注)の支払遅延が136件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の49.1%）、②製造委託等代金の減額が76件（同27.4%）、③買ったたきが20件（同7.2%）等となっている。

(ア) 製造委託等に係る実体規定違反は203件であり、その内訳は、①製造委託等代金の支払遅延が98件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の48.3%）、②製造委託等代金の減額が52件（同25.6%）、③買ったたきが15件（同7.4%）等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は74件であり、その内訳は、①製造委託等代金の支払遅延が38件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の51.4%）、②製造委託等代金の減額が24件（同32.4%）、③不当な給付内容の変更及び不当なやり直

しが6件（同8.1%）となっている。

（注）製造委託等及び役務委託等の代金をいう。以下同じ。

第2表 取適法違反行為の類型別件数

[単位：件]

| 区分 年度 | 手続規定違反 | | | | 実体規定違反 | | | | | | | | | | | | 合計 | | |
|----------|--------|-------------|-------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|------|--------|--------|-------|------|-----|-------|--------|-------|
| | 明示義務 | 書類等の作成・保存義務 | 虚偽報告 | 小計 | 受領拒否 | 支払遅延 | 減額 | 返品 | 買いたたき | 購入等強制 | 早期決済 | 割引困難手形 | 利益提供要請 | やり直し等 | 報復措置 | 小計 | | | |
| 令和7年度 | 全国 | 6,242 | 644 | 1 | 6,887 | 32 | 3,787 | 1,323 | 52 | 1,006 | 23 | 74 | 145 | 454 | 332 | 0 | 7,228 | 14,115 | |
| | 東北 | 315 | 52 | 0 | 367 | 1 | 136 | 76 | 4 | 20 | 1 | 4 | 3 | 13 | 19 | 0 | 277 | 644 | |
| | 製造委託等 | 全国 | 4,209 | 399 | 1 | 4,609 | 27 | 2,283 | 923 | 49 | 630 | 16 | 69 | 135 | 386 | 242 | 0 | 4,760 | 9,369 |
| | 製造委託等 | 東北 | 219 | 40 | 0 | 259 | 1 | 98 | 52 | 4 | 15 | 1 | 4 | 3 | 12 | 13 | 0 | 203 | 462 |
| | 役務委託等 | 全国 | 2,033 | 245 | 0 | 2,278 | 5 | 1,504 | 400 | 3 | 376 | 7 | 5 | 10 | 68 | 90 | 0 | 2,468 | 4,746 |
| | 役務委託等 | 東北 | 96 | 12 | 0 | 108 | 0 | 38 | 24 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | 1 | 6 | 0 | 74 | 182 |
| 令和6年度 | 全国 | 5,944 | 633 | 3 | 6,580 | 42 | 4,094 | 1,263 | 17 | 852 | 39 | 73 | 309 | 408 | 80 | 0 | 7,177 | 13,757 | |
| | 東北 | 303 | 37 | 0 | 340 | 1 | 128 | 75 | 2 | 21 | 0 | 3 | 2 | 22 | 3 | 0 | 257 | 597 | |
| | 製造委託等 | 全国 | 4,057 | 414 | 2 | 4,473 | 37 | 2,570 | 948 | 16 | 507 | 24 | 71 | 294 | 350 | 53 | 0 | 4,870 | 9,343 |
| | 製造委託等 | 東北 | 214 | 24 | 0 | 238 | 1 | 103 | 50 | 2 | 19 | 0 | 3 | 2 | 22 | 3 | 0 | 205 | 443 |
| | 役務委託等 | 全国 | 1,887 | 219 | 1 | 2,107 | 5 | 1,524 | 315 | 1 | 345 | 15 | 2 | 15 | 58 | 27 | 0 | 2,307 | 4,414 |
| | 役務委託等 | 東北 | 89 | 13 | 0 | 102 | 0 | 25 | 25 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 52 | 154 |
| 令和5年度 | 全国 | 6,151 | 556 | 3 | 6,710 | 48 | 3,995 | 1,090 | 21 | 879 | 41 | 61 | 197 | 348 | 73 | 0 | 6,753 | 13,463 | |
| | 東北 | 346 | 31 | 0 | 377 | 1 | 132 | 59 | 1 | 34 | 1 | 2 | 3 | 14 | 2 | 0 | 249 | 626 | |
| | 製造委託等 | 全国 | 4,149 | 335 | 3 | 4,487 | 43 | 2,352 | 827 | 20 | 558 | 20 | 60 | 187 | 292 | 38 | 0 | 4,397 | 8,884 |
| | 製造委託等 | 東北 | 241 | 20 | 0 | 261 | 0 | 83 | 36 | 1 | 20 | 0 | 2 | 3 | 13 | 2 | 0 | 160 | 421 |
| | 役務委託等 | 全国 | 2,002 | 221 | 0 | 2,223 | 5 | 1,643 | 263 | 1 | 321 | 21 | 1 | 10 | 56 | 35 | 0 | 2,356 | 4,579 |
| | 役務委託等 | 東北 | 105 | 11 | 0 | 116 | 1 | 49 | 23 | 0 | 14 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 89 | 205 |

（注1）1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第1表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

（注2）下請法等改正法の施行により、取適法適用対象取引においては手形による代金支払が禁止されたことに伴い、割引困難手形の禁止に係る規定は削除された。

(3) 中小受託事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和7年度においては、中小受託事業者が被った不利益について、委託事業者5名^(注1)から、中小受託事業者28名^(注1)に対し、利益提供分の金銭の返還等、総額1246万円^(注2)の原状回復が行われた。

（注1）委託事業者数及び中小受託事業者数は延べ数である。

（注2）原状回復額は後記エの令和7年度の「東北」分を除き、1万円未満を切り捨てている。以下同じ。

ア 不当な経済上の利益の提供要請事件においては、委託事業者2名から、中小受託事業者17名に対し、1126万円の利益提供分の金銭が返還された（第3表参照）。

第3表 不当な経済上の利益の提供要請事件における利益提供分の返還状況

| 年 度 | 項 目 | 返還を行った | 返還を受けた | 返還の年度総額 |
|-------|-----|--------|----------|-----------|
| | | 委託事業者数 | 中小受託事業者数 | (原状回復額) |
| 令和7年度 | 全国 | 60名 | 1,388名 | 12億8026万円 |
| | 東北 | 2名 | 17名 | 1126万円 |
| 令和6年度 | 全国 | 17名 | 327名 | 1億8959万円 |
| | 東北 | — | — | — |
| 令和5年度 | 全国 | 14名 | 201名 | 4770万円 |
| | 東北 | 1名 | 73名 | 119万円 |

イ 受領拒否事件においては、委託事業者1名により、中小受託事業者7名から、代金相当額にして93万円の商品が受領された（第4表参照）。

第4表 受領拒否事件における受領状況

| 年 度 | 項 目 | 支払を行った | 支払を受けた | 支払の年度総額 |
|-------|-----|--------|----------|---------|
| | | 委託事業者数 | 中小受託事業者数 | (原状回復額) |
| 令和7年度 | 全国 | 2名 | 15名 | 4071万円 |
| | 東北 | 1名 | 7名 | 93万円 |
| 令和6年度 | 全国 | 1名 | 1名 | 144万円 |
| | 東北 | — | — | — |
| 令和5年度 | 全国 | — | — | — |
| | 東北 | — | — | — |

ウ 返品事件においては、委託事業者1名から、中小受託事業者3名に対し、27万円の返品分の代金相当額が支払われた（第5表参照）。

第5表 返品事件における返品分の支払状況

| 年 度 | 項 目 | 支払を行った | 支払を受けた | 支払の年度総額 |
|-------|-----|--------|----------|---------|
| | | 委託事業者数 | 中小受託事業者数 | (原状回復額) |
| 令和7年度 | 全国 | 10名 | 88名 | 6415万円 |
| | 東北 | 1名 | 3名 | 27万円 |
| 令和6年度 | 全国 | 6名 | 119名 | 6048万円 |
| | 東北 | — | — | — |
| 令和5年度 | 全国 | 10名 | 330名 | 6968万円 |
| | 東北 | — | — | — |

エ 製造委託等代金の支払遅延事件においては、委託事業者1名から、中小受託事業者1名に対し、55円の遅延利息が支払われた（第6表参照）。

第6表 製造委託等代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

| 年 度 | 項 目 | 支払を行った | 支払を受けた | 支払の年度総額 (原状回復額) |
|-------|-----|--------|----------|--------------------|
| | | 委託事業者数 | 中小受託事業者数 | |
| 令和7年度 | 全国 | 53名 | 2,042名 | 1億4605万円 |
| | 東北 | 1名 | 1名 | 55円 |
| 令和6年度 | 全国 | 65名 | 1,411名 | 5678万円 |
| | 東北 | 1名 | 13名 | 6万円 |
| 令和5年度 | 全国 | 87名 | 1,800名 | 2億4795万円 |
| | 東北 | 3名 | 10名 | 34万円 |

2 定期調査の実施状況等

(1) 定期調査の実施（第7表参照）

公正取引委員会では、中小受託取引の性格上、中小受託事業者からの取適法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、委託事業者及び当該委託事業者と取引のある中小受託事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

定期調査は、東北事務所管内（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の委託事業者4,117名（製造委託等2,507名、役務委託等1,610名）及び当該委託事業者と取引のある中小受託事業者16,361名（製造委託等11,757名、役務委託等4,604名）を対象に実施した。

第7表 定期調査の実施状況

[単位：名]

| 年 度 | 区 分 | 委託事業者調査 | | 中小受託事業者調査 | |
|-------|-------|---------|-------|-----------|--------|
| | | 全 国 | 東 北 | 全 国 | 東 北 |
| 令和7年度 | | 65,000 | 4,117 | 300,000 | 16,361 |
| | 製造委託等 | 39,851 | 2,507 | 188,831 | 11,757 |
| | 役務委託等 | 25,149 | 1,610 | 111,169 | 4,604 |
| 令和6年度 | | 90,000 | 5,700 | 330,000 | 15,980 |
| | 製造委託等 | 53,144 | 3,545 | 214,316 | 11,805 |
| | 役務委託等 | 36,856 | 2,155 | 115,684 | 4,175 |
| 令和5年度 | | 80,000 | 5,176 | 330,000 | 14,190 |
| | 製造委託等 | 46,900 | 3,435 | 199,138 | 9,953 |
| | 役務委託等 | 33,100 | 1,741 | 130,862 | 4,237 |

(2) 新規着手状況（第8表参照）

新規に着手した取適法違反被疑事件は398件（製造委託等278件、役務委託等120件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が委託事業者及び中小受託事業者を対象に行った定期調査によるものが395件（製造委託等275件、役務委託等120件）、中小受託事業者等からの申告によるものが3件（製造委託等3件）である。

第8表 取適法の新規着手状況

[単位：件]

| 区 分 | | 新規着手件数 | | | |
|-------|----|--------|-----|----------------|-------|
| | | 定期調査 | 申告 | 中小企業庁長官からの措置請求 | 計 |
| 令和7年度 | 全国 | 8,156 | 161 | 9 | 8,326 |
| | 東北 | 395 | 3 | 0 | 398 |
| 製造委託等 | 全国 | 5,264 | 125 | 9 | 5,398 |
| | 東北 | 275 | 3 | 0 | 278 |
| 役務委託等 | 全国 | 2,892 | 36 | 0 | 2,928 |
| | 東北 | 120 | 0 | 0 | 120 |
| 令和6年度 | 全国 | 8,152 | 119 | 1 | 8,272 |
| | 東北 | 379 | 3 | 0 | 382 |
| 製造委託等 | 全国 | 5,369 | 85 | 1 | 5,455 |
| | 東北 | 271 | 2 | 0 | 273 |
| 役務委託等 | 全国 | 2,783 | 34 | 0 | 2,817 |
| | 東北 | 108 | 1 | 0 | 109 |
| 令和5年度 | 全国 | 8,120 | 112 | 0 | 8,232 |
| | 東北 | 424 | 1 | 0 | 425 |
| 製造委託等 | 全国 | 5,244 | 62 | 0 | 5,306 |
| | 東北 | 292 | 1 | 0 | 293 |
| 役務委託等 | 全国 | 2,876 | 50 | 0 | 2,926 |
| | 東北 | 132 | 0 | 0 | 132 |

第2 中小事業者等の取引適正化に向けた取組

公正取引委員会は、企業間取引の適正化を目的として、取適法及び優越的地位の濫用規制（以下「取適法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和7年度の状況は次のとおりである。

1 取適法等に係る相談

公正取引委員会では、年間を通して、取適法等に係る相談を受け付けている。

令和7年度においては、東北事務所では1001件の相談に対応した。

2 取引適正化協力委員への意見聴取

公正取引委員会は、取適法等の効果的な運用に資するため、各地域の取引等の実情に詳しい中小事業者等に取引適正化協力委員を委嘱している。令和7年度における東北事務所管内の取引適正化協力委員（定員）は17名である。

令和7年度においては、取適法施行に向けた準備状況、買いたたき規制、物流事業者との取引や知的財産取引に関する実態などについて意見聴取を行った。

3 コンプライアンス確立への積極的支援

東北事務所では、取適法の周知のため、東北事務所管内での事業者向け主催説明会の開催、中小事業者団体向けの広報・広聴企画の開催、よろず支援拠点等における個別相談会などの取組を実施した。

また、改正した労務費転嫁指針について、地方版政労使会議にて説明を行った。

その他、令和7年度においては、東北事務所では、事業者団体等からの要請を受けて、事業者団体等へ21回の出講を実施した。

令和7年度における勧告事件（2件）

| 事業内容 | 違反行為等の概要 | 関係法条（注） |
|------------------------------------|--|---------------------------------|
| アルミダイカスト製品等の製造販売業 （R7. 8. 7 勧告） | <p>岩機ダイカスト工業(株)は、自社が製造を請け負うアルミダイカスト製品等（以下「製品」という。）の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者から製品を受領した後、品質検査をロット単位の抜取りの方法により行っていたが、あらかじめ当該製品に瑕疵があった場合の引取りの条件について下請事業者と合意していないにもかかわらず、受領した合格ロット中の製品に、直ちに発見することができる瑕疵があったことを理由として、令和5年4月から令和7年1月までの間、下請事業者に対し、当該製品を引き取らせていた。</p> <p>また、岩機ダイカスト工業(株)は、下請事業者に対し、当該製品を引き取らせるに当たり、当該製品の受領から下請事業者による引取りまでの間に要した当該製品に係る加工費等の費用を負担させていた。</p> <p>下請事業者 16 名に対し返品した製品の請求代金相当額及び加工費等の額は、総額 815 万 5630 円である。</p> | 下請法第4条第1項第4号（返品の禁止） |
| 自動車等の製造販売業 （R7. 10. 31 勧告） | <p>トヨタ自動車東日本(株)は、自社が製造を請け負う自動車部品等の製造を下請事業者に委託しているところ、次の(1)及び(2)の行為により、下請事業者の利益を不当に害していた。</p> <p>(1) トヨタ自動車東日本(株)は、自社が製造を委託した自動車部品の製造に用いる下請事業者所有の金型、治具その他道具類（以下「金型等」という。）を自己の承諾なしには廃棄させないようにしていたところ、遅くとも令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者 10 名に対し、合計 440 個の金型等を自己のために無償で保管させていた。</p> <p>(2) トヨタ自動車東日本(株)は、下請事業者に対して納期を定めずに一括生産部品（注）の製造を委託していたところ、遅くとも令和5年8月1日から令和7年3月31日までの間、下請事業者から一括生産部品の製造が完了した旨の報告を受けた後、速やかに当該一括生産部品を受領すべきであったにもかかわらず、下請事業者 7 名に対し、自社が必要とする都度、自社が必要とする数の納品を指示し、下請事業者から納品されるまで合計 777 個の一括生産部品を自己のために無償で保管させていた。</p> <p>（注）トヨタ自動車東日本(株)は、下請事業者とあらかじめ協議の上、製造打切りになるまでに必要と考えられる数の自動</p> | 下請法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止） |

| | | |
|--|---|--|
| | 車部品を一括で製造させ、自社又は下請事業者が在庫を保管する制度を採用しており、この制度の対象となる自動車部品を「一括生産部品」という。 | |
|--|---|--|

(注) 実際に適用した法律等を記載している。

令和7年度における主な指導事件

1 書面の交付義務（下請法第3条）

- 自動車用部品の製造を下請事業者に委託しているA社は、発注時に発注内容等の必要記載事項を記載して下請事業者に交付すべき書面を交付していなかった。

2 受領拒否の禁止（下請法第4条第1項第1号）

- 自動車用部品の製造を下請事業者に委託しているB社は、あらかじめ納期を定めずに発注していたところ、下請事業者から当該部品の製造が完了した旨の報告を受けた後、速やかに当該部品を受領すべきであったにもかかわらず、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者から納品されるまで受領していなかった。

3 下請代金の支払遅延の禁止（下請法第4条第1項第2号）

- 装置の製造等を下請事業者に委託しているC社は、自社の事務処理上の誤りを理由として、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- 図面の作成を下請事業者に委託しているD社は、下請事業者からの納品が遅れたことなどを理由として、下請事業者の給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。

4 下請代金の減額の禁止（下請法第4条第1項第3号）

- 部材の修理等を下請事業者に委託しているE社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担することについて、あらかじめ書面で合意していないにもかかわらず、振込手数料を下請代金の額から減じていた。

（注）実際に適用した法律を記載している。

措置件数の県ごとの内訳

[単位：件]

| 年 度 | 青森県 | 岩手県 | 宮城県 | 秋田県 | 山形県 | 福島県 | 東北地区合計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 令和7年度 | 44 | 48 | 101 | 37 | 82 | 84 | 396 |
| 令和6年度 | 36 | 61 | 100 | 37 | 71 | 78 | 383 |
| 令和5年度 | 42 | 63 | 114 | 37 | 66 | 95 | 417 |

(注) 措置を採った委託事業者の本社所在地により区分している。